

令和5年度決算に係る

引上げ分の地方消費税収入の使途について

○社会保障の充実・安定化に資するため、消費税が平成26年4月には8%に、令和元年10月には10%に引き上げられました。この消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化）その他社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

○横須賀市では、消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分として、令和5年度（決算ベース）は約49億円となりました。

横須賀市における引上げ分の地方消費税収入の使途

（単位：千円）

分野	主な事業内容	事業費	市負担分	
				うち消費税の 引上げ活用分
社会福祉	障害福祉サービス事業、子ども・子育て支援事業、生活保護事業など	44,446,100	12,565,513	2,336,005
社会保険	国民年金事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業など	14,964,964	12,677,627	2,356,847
保健衛生	小児医療費助成事業、母子衛生事業、感染症等予防対策事業など	1,599,540	1,188,823	221,008
計		61,010,604	26,431,963	4,913,860